

# 城南家保ニュース Vol. 17-6

熊本県城南家畜保健衛生所 平成17年9月 発行

TEL: 0966-22-3814 FAX: 0966-22-3617

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm>

## ワクチンについて

ワクチン接種をすることは家畜を感染から守るばかりでなく、集団内における病原微生物の増殖と拡散を防ぐ効果もあります。家畜の伝染病に対しては、効果の高いワクチンが多数開発されていますので、農場の衛生状態に適した予防接種を実施することが大切です。

### 1 ワクチンの種類について

#### 1) 生ワクチン

人為的な操作で弱毒化した、生きた病原体を使ったワクチン。

接種後の免疫獲得が早くかつ免疫持続期間も長いのが特徴です。

#### 2) 不活化ワクチン

ホルマリンなどで不活化した病原体を使ったワクチンです。

安全性は高いのですが、接種後の免疫獲得が遅く、免疫持続期間も短い傾向があります。

\* アジュバント(免疫強化物質: 水酸化アルミニウム、鉱物油など)を加えることで免疫獲得効果を高めています。

### 2 ワクチンの正しい使い方

1) ほとんどの動物用ワクチンは、診断した獣医師本人による接種、或いはその指示書に基づき購入、接種します。

2) ワクチン接種前は、家畜の健康状態を十分に観察し、異常があれば獣医師に相談してください。

3) 必ず国家検定合格品で有効期限内のものを使用します。

(接種年月日、ワクチン名称、製造番号、最終有効期限などは記録)

4) 定められた用法用量で使用してください。

(接種回数や量を減らすと、そのワクチン本来の免疫効果は達成されない場合があります)

5) 出荷制限期間は、厳守してください。

### 3 ワクチネーションプログラム

農場および農家における疾病の浸潤は、一様ではありません。

このためワクチンの使用にあたっては、獣医師に相談されることが必要です。

### 4 通常は使用が認められていないワクチン

○鳥インフルエンザ ○豚コレラ ○口蹄疫

これらのワクチンの使用については、通常は使用が認められていません。

現在の我が国では、これらの疾病に対しては、早期の発見と感染家畜の迅速な殺処分によるまん延防止が最も効果的な方法であるとされているからです。

不幸にしてこれらの疾病が我が国に侵入してきた場合には、ワクチン接種によるものか野外ウイルスの感染なのか区別ができなくなり、清浄化に長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがあるからです。

しかし万が一、同一移動制限区域内の複数農場で続発し、発生農場の飼養家畜の迅速なとう汰が困難だと判断された場合には、都道府県は農林水産省と協議しワクチンの使用を検討することとなります。

**ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで**

**TEL 0966-22-3814 FAX 0966-22-3617**